

介護保険法に基づく介護保険事業所の指定の一部の効力停止処分について

令和4年4月から令和5年5月にかけて、株式会社ZENウェルネスが運営する介護保険事業所「介護付き有料老人ホーム アシステッドリビング宮前」を対象に介護保険法に基づく監査を実施した結果、不正請求及び人格尊重義務違反が認められたため、令和6年5月1日から6か月間、新規利用者の受入停止及び介護報酬の請求上限を7割に制限する、指定の一部の効力停止処分を行います。

1 事業所概要

- (1) 事業所名 介護付き有料老人ホーム アシステッドリビング宮前
- (2) 事業所番号 1475502512
- (3) 所在地 川崎市宮前区水沢2-8-60
- (4) サービス種類 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護
- (5) 指定年月日 令和元年10月1日
- (6) 事業者名 株式会社ZENウェルネス（東京都千代田区五番町10）
代表取締役 加藤 公治
- (7) 利用定員 80人

2 経過

- 令和3年12月16日 運営基準違反等に関する通報を受け、運営指導を実施
- 令和4年4月15日 監査実施（令和5年5月19日まで計5回）

3 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部の効力を6月停止（新規利用者の受入停止及び介護報酬の請求上限を7割に制限）
- (2) 処分期間 令和6年5月1日から令和6年10月31日まで

4 処分の理由

- (1) 不正請求
 - ア 看護・介護職員の員数が基準を満たしていなかった期間について、本来であれば令和3年11月～令和4年2月（計4か月間）に算定すべき「看護・介護職員の員数が基準に満たない場合の減算」を算定していなかったこと。
 - イ 人員欠如であった令和3年9月～令和4年2月（計6か月）について、「人員基準欠如に該当していないこと」が算定要件となっている加算を算定していたこと。
 - ウ 個別機能訓練加算について、「専任の個別機能訓練指導員の配置」及び「利用者ごとの個別機能訓練計画の作成」が算定要件になっているにも関わらず、当該職員の未配置又は当該計画を作成せずに算定していたこと。
 - エ 看取り介護加算について、「利用者の介護に係る計画を医師等他職種が共同で作成すること」が算定要件になっているにも関わらず、当該計画を作成せずに算定していたこと。
- (2) 人格尊重義務違反
 - ア 職員1名が入居者4名に対して、令和2年夏～令和3年冬頃の間、ナースコールを隠す・手の届かない場所に置く等の、介護・世話の放棄・放任を行ったこと。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 村上
電話：044-200-3802